Ⅴ　観光産業対策

○　施策の体系（令和８年８月１日現在）

観光産業対策

- **外国人旅行者誘致の新たな展開**
  - 情報の収集及び発信
    - ・観光マーケティング調査
    - ・観光データマーケティング
    - ・ウェブサイトによる情報発信
    - ・東京ブランドの推進
    - ・インナーブランディングの強化
    - ・海外市場向け東京の魅力発信プロモーション
    - ・成長見込市場等におけるＰＲの推進
  - 観光プロモーション等の積極的な展開
    - ・高付加価値旅行者向けプロモーション
    - ・多様なチャネルを活用したＢｔｏＢプロモーション
    - ・東京観光レップの運営
    - ・日本各地とのインバウンド誘客促進事業
    - ・国際スポーツ大会を契機とした観光振興
    - ・世界自然遺産を活用した観光振興
    - ・山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興
    - ・自治体等と連携した観光促進事業
    - ・江戸を感じる観光の魅力発信
  - イベントを通じた観光振興
    - ・東京アニメアワードフェスティバル
    - ・東京国際映画祭
    - ・ショートショート フィルムフェスティバル
    - ・「マラソン祭り」を通じた観光振興事業
    - ・春の食フェスティバルの実施・運営
    - ・東京の食の魅力発信プロモーション
    - ・東京の多彩な食のプレゼンテーション
  - アニメ等拠点の運営
- **ＭＩＣＥ誘致の推進**
  - 東京都ＭＩＣＥ連携推進協議会の運営
  - ＭＩＣＥ誘致に向けたプロモーションの展開
    - ・ＭＩＣＥマーケティング戦略の構築
    - ・ＭＩＣＥ情報発信の展開
    - ・ＭＩＣＥプロモーション基盤の強化
  - ＭＩＣＥの誘致・開催支援
    - ・国際会議誘致・開催支援事業
    - ・報奨旅行等誘致・開催支援事業
    - ・多摩地域におけるＭＩＣＥ誘致促進事業
    - ・島しょ地域におけるＭＩＣＥ誘致促進事業
    - ・ユニークベニューワンストップ窓口の設置
    - ・ユニークベニューの魅力発信
    - ・ユニークベニュー利用促進事業
    - ・ユニークベニュー施設の受入環境整備支援
    - ・ユニークベニュートライアル開催支援
    - ・イベント等誘致・開催等支援事業
  - ＭＩＣＥ拠点の育成支援（区部・多摩地域）
  - ＭＩＣＥ施設の受入環境整備支援
  - 都市間連携によるＭＩＣＥ誘致の推進
  - 次世代型ＭＩＣＥの推進
  - 環境配慮型ＭＩＣＥの推進
  - サステナブルＭＩＣＥ発信

- **魅力を高める観光資源の開発**
  - 自然と調和した観光
    - ・多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業
    - ・島しょ地域の観光振興事業
    - ・島しょ地域における観光連携実践プロジェクト
    - ・東京都版エコツーリズムの推進
    - ・多摩地域魅力ＰＲ事業
    - ・島しょ地域魅力ＰＲ事業
    - ・多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト
    - ・島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト
    - ・キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業
    - ・多摩・島しょの新たな観光の魅力創出支援事業
    - ・土産品等を活用した多摩・島しょ観光プロモーション事業
    - ・多摩・島しょ地域観光課題解決事業
    - ・多摩地域誘客促進プロジェクト
    - ・サステナブルトラベラーの獲得に向けた観光促進事業
  - 観光まちづくり
    - ・地域における観光まちづくりの支援
    - ・東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業
  - 地域資源発掘型プログラム事業
  - 水辺のにぎわい創出事業
  - 東京ライトアップ発信プロジェクト
  - ライトアップ等総合支援事業
  - 東京プロジェクションマッピング等促進支援事業
  - プロジェクションマッピング国際アワードＴＯＫＹＯ
  - 都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業
  - 民間との協力等によるプロジェクションマッピング展開事業
  - ナイトタイム等における観光促進事業
  - ナイトタイム観光推進エリアの創出事業
  - ナイトタイム観光プロモーション事業
  - 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト
  - 多摩の観光・産業振興ネットワーク事業
  - 旅行博による東京の魅力ＰＲ
  - 東京フィルムコミッション事業
  - 海外作品制作支援事業
  - アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業
  - アニメ関連観光情報等発信事業
  - デザインマンホール等ツーリズム推進事業
  - ＤＸを活用したアニメ等コンテンツの魅力発信事業
  - 観光まちづくりサポート事業
  - サステナブル・ツーリズム推進事業
  - 観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業
  - 江戸情緒あふれる景観創出事業
  - 観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業
  - 東京の伝統文化を活かした地域観光支援事業
- **受入環境の充実**
  - 温かく迎える仕組みづくり
    - ・ウェルカムカードの作成・配布等
    - ・宿泊業活性化対策
  - 多様な文化・習慣に関する受入環境整備
  - 多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営
  - 多言語コールセンター事業
  - 観光案内機能の充実
    - ・東京ひとり歩きサイン計画
    - ・デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業
    - ・外国人旅行者に対するＷｉ－Ｆｉ利用環境整備事業
    - ・観光案内所の運営
    - ・東京観光情報センターバスターミナル東京八重洲（仮称）の整備
    - ・広域的な観光案内拠点等整備事業
    - ・広域的な観光案内拠点等の運営

- ・全国特産品等の展示紹介事業
- 観光インフラ整備支援事業
- 地域の生活と調和した観光推進事業
- 訪都旅行者への「ごみの持ち帰り」啓発事業
- 観光バス等バリアフリー化支援事業
- ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進
- 都民向けおもてなしポケットガイドの作成
- 宿泊施設のバリアフリー化支援事業
- アクセシブル・ツーリズム支援事業
- 誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業
- 先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業
- 多摩地域における宿泊施設の送迎車バリアフリー化支援事業
- 島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業
- バリアフリー観光ツアー開発人材育成事業
- 観光事業者の災害対応力強化事業
- 外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業
- ＴＯＫＹＯ旅館ブランド構築・発信事業
- 住宅宿泊事業の適正な運営
- 住宅宿泊事業ワンストップ相談窓口の運営
- 安全・安心な住宅宿泊施設利用促進事業
- 宿泊施設経営力向上推進事業
- 観光関連事業者のＤＸ・経営力強化支援事業
- 観光産業の活性化促進事業
- 観光事業者向けワンストップ支援センターの運営
- アドバイザーを活用した観光関連事業者支援事業
- 歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業
- ＡＩ等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業
- ＤＸによる観光データ活用等支援事業
- ＡＩを活用した混雑等未然防止事業
- インバウンド対応力強化支援事業
- 観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業
- 観光関連事業者デジタルシフト応援事業
- 宿泊事業者向け省力化推進事業
- 観光産業の魅力向上応援事業
- 観光関連事業者による旅行者受入対応力強化支援事業
- 宿泊事業者向け外国人材活躍推進事業
- 観光関連事業者による環境対策促進事業
- 多様な体験型観光推進事業

人材の育成・活用

- 観光経営人材育成事業
- 観光産業外国人材活用支援事業
- ＭＩＣＥ専門人材育成
- 観光ボランティアの活用
- 通訳案内士育成事業
- 青少年の教育旅行受入促進

推進体制の構築

- 都市観光支援事業
- 東京観光財団の管理運営
- 被災地応援ツアー
- 観光産業の育成
  - ・観光事業の企画調整
  - ・東京の観光振興を考える有識者会議の運営等
  - ・振興育成等
  - ・旅行業者の登録等
  - ・旅行業者の登録等（次期旅行業システムの構築）
- ユースホステル施設の貸付
- 「持続可能な観光」加速化事業
- 東京の観光への理解促進事業
- ナイトタイム観光フォーラム
- 江戸の歴史・文化の理解促進事業

第１　外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に旅行者を誘致するため、官民一体となったブランディングを進めるとともに、効果的で的確なプロモーション活動を実施し、東京の魅力を国内外にアピールしていく。

１　情報の収集及び発信（企画課・受入環境課）

(1)　観光マーケティング調査

ア　市場動向調査

各種プロモーションの検討にあたり、各市場における旅マエの旅行行動や興味・関心などを把握する。

イ　観光客数等実態調査

今後の観光施策の基礎資料とするため、訪都旅行者数、観光消費額、経済波及効果等を把握する。

ウ　国・地域別外国人旅行者行動特性調査

訪都外国人の行動特性を国籍又は地域別に把握することで、旅行者の特徴を国ごとに明らかにし、効果的な観光施策の実施につなげていく。

エ　持続可能な観光振興に向けた現況調査

経済、文化、環境等のバランスのとれた持続可能な観光の推進に係る各種指標などを把握することで、今後の施策展開につなげていく。

オ　東京都観光データカタログ（統計データダッシュボードサイト）の運営

都内の各地域や団体等が行うマーケティング活動を支援するため、既存の統計調査データをダッシュボード化したウェブサイトの運営を行う。

カ　観光施策の動向等に関する調査

観光を通じて地元の魅力を住民が体感することを促す施策等に関し、国内外の観光都市における施策の動向や課題等を把握することで、今後の施策展開につなげていく。

(2)　観光データマーケティング

データを有効活用した観光マーケティングを推進するため、各事業の過程で蓄積したデータを集約し、旅行者の属性や関心などの傾向を分析することで、より詳細なターゲティングに基づく戦略的なプロモーションを展開する。

(3)　ウェブサイトによる情報発信

東京の観光公式サイト「ＧＯ　ＴＯＫＹＯ」やＳＮＳを活用し、東京の魅力や観光情報を世界に発信する。

(4)　東京ブランドの推進

アイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」を活用しながら東京ブランドの浸透を図るとともに、ＰＲ映像や公式サイト、各種広告等を展開し、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信する。

(5)　インナーブランディングの強化

東京や各地域への愛着を向上させ、観光客の受入気運を醸成するため、地域と連携した都民参加型のキャンペーンや次世代の観光を担う若者が東京の魅力を考えるプログラムを提供し、インナーブランディングの強化を図る。

(6)　海外市場向け東京の魅力発信プロモーション

ア　テレビＣＭの放映やオンライン広告の掲出

世界的なケーブルテレビネットワーク等を活用したＣＭを放映するほか、ウェブメディアにおけるオンライン広告や世界的なニュースサイト、旅行サイト等を活用して、「旅行地としての東京」を効果的にＰＲする。

イ　東京観光レップを活用した広告展開

東京観光レップのネットワークを活用し、現地で訴求力の高い広告媒体を通じて、現地市民の志向に応じた東京観光のプロモーションを行う。

ウ　世界有数の観光都市等との相互ＰＲ

パリ、ニューヨーク等世界有数の観光都市と相互に連携し、広告媒体等を通じて各都市の魅力を一般市民向けにＰＲすることで、旅行地としての各都市の認知度を高め、都市間の旅行者の増加を図る。

エ　インフルエンサーを活用したプロモーション

訪都外国人旅行者の安定的な誘客を図るため、リピーター等をターゲットとしたインフルエンサー活用による戦略的な情報発信を強化する。

(7)　成長見込市場等におけるＰＲの推進

世界に開かれた観光都市・東京としてのプレゼンスを高めるため、より幅広い国・地域からの誘客促進の観点で、新規市場の開拓や今後訪都旅行者の増加が見込まれる地域へのプロモーションを強化する。

２　観光プロモーション等の積極的な展開（企画課）

(1)　高付加価値旅行者向けプロモーション

滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する高付加価値旅行者を誘致するため、「ＩＬＴＭ※ カンヌ」等の旅行商談会への出展をはじめ、旅行会社等が加盟する高付加価値旅行者に特化したサービスを提供するVirtuosoやConnections等の国際組織を活用したプロモーションのほか、ウェブサイト等を通じ高付加価値旅行者向けに東京の魅力を発信する。

また、高付加価値旅行に係る人材を育成し都内の高付加価値旅行の受入体制の充実を図る。

※International Luxury Travel Market

(2)　多様なチャネルを活用したＢ to Ｂプロモーション

アジア及び欧米豪地域において、現地の旅行博や商談会への出展、旅行事業者向けのセミナーやファムトリップなど、市場の特性に応じた観光プロモーションを実施する。

(3)　東京観光レップの運営

現地の旅行事業者やメディアに対する東京の最新情報の提供や、訪都旅行商品造成・販売

促進のためのセールス活動等を継続的に行う「東京観光レップ」を設置し、一般市民や現地旅行事業者の東京に対する関心を惹きつけ、訪都旅行者の拡大を図る。

・設置状況：アジア地域　６市場、欧米豪地域　９市場

(4)　日本各地とのインバウンド誘客促進事業

東京と日本各地双方へのインバウンド誘客を促進するため、東京と日本各地の地方自治体、民間事業者等が連携し、東京と各地双方の魅力を堪能できる観光ルートを設定し、共同招聘や都内外国人旅行者向け広報などにより、効果的なＰＲを実施する。

(5)　国際スポーツ大会を契機とした観光振興

国内で実施される国際スポーツ大会の機会を活用し、東京及び東京以外の各地の観光情報を発信し、観戦客の東京及び日本各地への観光を促進する。

(6)　世界自然遺産を活用した観光振興

世界自然遺産を有する都と５道県（北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、沖縄県）とが連携し、世界自然遺産の知名度を生かした共同プロモーションを実施する。

(7)　山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興

女性目線の新たな観光の推進に向け、女性有識者等を含む協議会を設置するとともに、東京都と山形県とが連携した共同キャンペーン等を実施する。

(8)　自治体等と連携した観光促進事業

都がこれまで連携していない、もしくは都との連携意欲が高い自治体等とタイアップし、双方の魅力を発信していくことで、相互送客の促進につなげていく。

(9)　江戸を感じる観光の魅力発信

日本各地に存在する江戸の歴史や文化を感じられる観光スポット等を海外向けウェブサイトやSNS等により発信し、江戸をテーマとした観光における東京と日本各地の相互送客を促進する。

３　イベントを通じた観光振興（振興課・企画課）

(1)　東京アニメアワードフェスティバル

国際的なアニメーション映画祭の開催を通じて、アニメーション制作を担う次世代の人材の発掘・育成等を行い、アニメーション産業の発展・振興を図るとともに、東京の魅力を発信し、旅行者の誘致を行う。

(2)　東京国際映画祭

映像産業の発展、国際文化交流の推進及び地域の振興に寄与することを目的に開催される「東京国際映画祭」を共催し、海外の映像関係者等へ東京の魅力をアピールする。開催都市として映画祭の円滑な発展を支え、都民等に楽しんでもらうとともに、国際的なイベントにおいて国内外に東京が誇る映像コンテンツを発信していく。

(3)　ショートショート フィルムフェスティバル

アジア発の新しい映像文化の発信、新進若手映像作家の育成、映像を通した国際的な芸術・文化交流の振興などを目的に開催される「ショートショート フィルムフェスティバル アジア」を共催し、海外の映像関係者等に東京の魅力をアピールする。東京の多彩な魅力を発信

するためのプロジェクトとして、国内外の多くの人々が訪れたくなる「東京」をテーマにしたコンペティション「Cinematic Tokyo 部門」を実施する。

(4)　「マラソン祭り」を通じた観光振興事業

東京マラソンの開催に合わせて、マラソンコース周辺の観光マップを作成し、広く広報宣伝活動を行うことで、都内の観光周遊につなげる。

(5)　春の食フェスティバルの実施・運営

東京が誇る食の魅力を体験できる大規模なグルメフェスティバル「Tokyo Tokyo Delicious Museum」を開催し、東京の優れた食の魅力を国内外に広く発信する。

(6)　東京の食の魅力発信プロモーション

伝統的な江戸前料理、世界中の様々な料理、地場産の食材の豊かさなど、東京ならではの多彩な食の魅力を、将来の訪都者にとってより価値の高い情報として発信していくためのＰＲ施策を実施する。

(7)　東京の多彩な食のプレゼンテーション

海外のメディア等を対象とした調理実演等のプレゼンテーションイベントを実施し、東京が誇る食の魅力を効果的に発信する。

４　アニメ等拠点の運営（振興課）

アニメ等国内外からの評価が高いコンテンツを活用した集客拠点「アニメ東京ステーション」（所在地：豊島区南池袋２－２５－５）を運営し、展示イベントやワークショップ等を行うことで、インバウンドの誘客促進を図る。

第２　ＭＩＣＥ誘致の推進

ＭＩＣＥ※の開催は、多くの外国人旅行者を呼び込むことで、高い経済波及効果をもたらすとともに、都市のプレゼンス向上や観光地としての東京のＰＲにもつながることから、様々な施策を効果的に展開し、東京への誘致を推進する。

※　Ｍ：Meeting（企業等の会議）、Ｉ：Incentive Travel（企業等の報奨・研修旅行）、Ｃ：Convention（国際機関等が行う国際会議）、Ｅ：Exhibition/Event（展示会やイベント等）の頭文字を取った総称

１　東京都ＭＩＣＥ連携推進協議会の運営（企画課）

(1)　ＭＩＣＥ連携推進協議会の設置

東京観光財団が中心となり、国や政府観光局(JNTO)、民間事業者、地域の団体などの関係主体からなる官民一体の協議会を設置し、ＭＩＣＥの誘致や開催に向けて連携した取組を進める。

(2)　ＭＩＣＥシンポジウム等の開催

ＭＩＣＥ誘致の意義や取組等を関連事業者のほか都民にも広くＰＲし、普及啓発を図るためのシンポジウム等を開催する。

(3)　東京都ＭＩＣＥ誘致戦略の策定に向けた専門家会議の運営

令和５年１月に策定した「東京都ＭＩＣＥ誘致戦略 2023」の見直しに向けて、専門家会議を設置する。

２　ＭＩＣＥ誘致に向けたプロモーションの展開（企画課）

(1)　ＭＩＣＥマーケティング戦略の構築

戦略的なプロモーションのため、国内及び海外の競合都市のＭＩＣＥ誘致活動状況を把握するための調査等を実施し、今後のマーケティング戦略や事業の見直しに活用する。

(2)　ＭＩＣＥ情報発信の展開

海外専門誌、学術研究誌等への広告掲載や海外への訪問営業等を通じ、開催都市としての東京の魅力を発信する。

また、開催地決定に影響力のある海外のＭＩＣＥ専門事業者等の招待旅行を実施するほか、ＭＩＣＥや金融関係の海外見本市において開催都市としての東京の魅力を効果的にＰＲする。

(3)　ＭＩＣＥプロモーション基盤の強化

東京観光財団が加盟する国際的なコンベンションビューローの連携組織等を通じて、国際会議の誘致に有益な情報の収集やプロモーション活動を戦略的に進めていく。

３　ＭＩＣＥの誘致・開催支援（企画課）

(1)　国際会議誘致・開催支援事業

国際会議の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

ア　国際会議誘致・開催資金助成

(ｱ)　国際会議誘致資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費を支援する。

・助成率：10／10 以内

・助成限度額：800 万円

(ｲ)　国際会議開催資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し開催時の会場借上費などを支援する。

・助成率：10／10 以内

・助成限度額：１億 5,000 万円

イ　国際会議開催支援プログラム

(ｱ)　誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(ｲ)　開催支援事業

a　東京開催における支援

東京で開催される一定の要件を満たす国際会議に対し、参加者が実際に東京の魅力を体験できるプログラム等を提供する。

b　前回大会における支援

東京での開催が予定されている国際会議について、他国で開催される前回大会に参加し東京の魅力をＰＲすることにより、東京大会への参加を促進する。

ウ　観光ボランティアを対象とした国際会議向けの研修

東京で開催される国際会議において運営をサポートするため、観光ボランティアに対して必要な知識やマナー等の研修を実施し、主催者の要望に応じて派遣する。

(2)　報奨旅行等誘致・開催支援事業

ア　報奨旅行等誘致・開催支援事業

企業等の会議や報奨・研修旅行の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

(ｱ)　誘致支援事業

東京が開催候補地となっている報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、視察の際の滞在費などを負担するとともに、視察ツアーを提供するなどの支援を行う。

(ｲ)　開催支援事業

東京で開催される報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たす

ものについて、開催時にギブアウェイやアトラクション、東京ならではの特別感のある体験メニュー等のプログラムを提供する。また、一定規模以上の報奨旅行等を対象に、会場借上げ手配を行う。

イ　報奨旅行等誘致・開催支援メニューの開発

報奨旅行等の誘致を優位に進めるため、開催時に参加者へ提供する体験メニューの開発を行う。

(3)　多摩地域におけるＭＩＣＥ誘致促進事業

多摩地域におけるＭＩＣＥ誘致を促進するため、多摩地域でのＭＩＣＥ開催を予定している主催者に対して、参加者の輸送費用など地域の特性を踏まえた支援を実施する。

・助成率：10／10 以内

・助成限度額：Ｍ／Ｃ／Ｅ　600 万円

Ｉ　350 万円

(4)　島しょ地域におけるＭＩＣＥ誘致促進事業

島しょ地域へのＭＩＣＥ誘致促進に向けた支援を実施する。

ア　島しょ地域におけるＭＩＣＥ誘致・開催資金助成

(ｱ)　島しょ地域におけるＭＩＣＥ誘致資金助成

島しょ地域が開催候補地となっているＭＩＣＥを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費を支援する。

・助成率：10／10 以内

・助成限度額：500 万円

(ｲ)　島しょ地域におけるＭＩＣＥ開催資金助成

島しょ地域が開催候補地となっているＭＩＣＥを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等に対し開催時の会場借上費などを支援する。

・助成率：10／10 以内

・助成限度額：1,500 万円

イ　島しょ地域におけるＭＩＣＥ開催支援プログラム

島しょ地域が開催候補地となっているＭＩＣＥを対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、島内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

ウ　島しょ地域におけるＭＩＣＥ開催に向けたプロモーション

主催者や開催地決定に影響力のある海外のＭＩＣＥ専門事業者等の招待旅行等を実施し、開催地としての島しょ地域の魅力をＰＲする。

エ　「島しょ地域へのＭＩＣＥ誘致のモデル地区」等への支援

観光協会をはじめとした地元関係者などによるＭＩＣＥ受入体制構築に向けた支援を実施する。

(5)　ユニークベニューワンストップ窓口の設置

東京観光財団内に設けたワンストップ総合支援窓口において、主催者等が行うユニークベニューの選定作業や手続等の負担軽減、施設へのサポートを行うことにより、利用者と施設

側との効果的なマッチングを推進する。

また、今後ユニークベニューとしての活用を見込む都内施設等を対象に、ユニークベニューとしてのＭＩＣＥ受入の利点や施設貸出に係るノウハウ等を伝えるセミナーを実施する。

※ユニークベニュー：博物館・美術館や歴史的建造物等で、会議・レセプション等を開催することで特別感や地域特性を演出できる会場

(6)　ユニークベニューの魅力発信

国内外のＭＩＣＥ主催者等に向けて都内ユニークベニューの魅力や活用方法等を幅広く発信するため、ショーケースイベントを実施するとともに、都内ユニークベニューを紹介する専用ウェブサイトの内容の更新・充実を図る。

(7)　ユニークベニュー利用促進事業

ユニークベニューの利用を促進するため、主催者等に対して、ユニークベニューの利用に伴う会場設営費等を支援する。

・助成率：２／３以内

・助成限度額：1,500 万円

(8)　ユニークベニュー施設の受入環境整備支援

ユニークベニューの会場となる民間施設等を対象に、レセプション等の開催に必要な設備などの整備を支援する。

・助成率：２／３以内

・助成限度額：1,500 万円

(9)　ユニークベニュートライアル開催支援

施設又は都内ＭＩＣＥ拠点のトライアルとして開催するユニークベニューのショーケースイベント経費を支援する。

・助成率：10／10 以内

・助成限度額：1,500 万円

(10)　イベント等誘致・開催等支援事業

ア　展示会における海外参加促進支援

都内で展示会開催を予定する主催者に対して、当該展示会の海外ＰＲ経費等を支援する。

・助成率：１／２以内

・助成限度額：400 万円

イ　イベント等開催支援プログラム

(ｱ)　誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際イベント等を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(ｲ)　開催支援事業

東京で開催される国際イベント等に対し、参加者が実際に東京の魅力を体験できるようなプログラム等を提供する。

４　ＭＩＣＥ拠点の育成支援（区部・多摩地域）（企画課）

会議・宿泊・商業施設などのＭＩＣＥ関連施設が集積しているエリアを都が指定し、受入体制の強化に向けた取組、各エリア間又は国内他都市との連携に向けた取組等を支援することで、ＭＩＣＥ拠点として育成していく。

また、多摩地域におけるＭＩＣＥ拠点が行う国内見本市への出展を支援する。

５　ＭＩＣＥ施設の受入環境整備支援（企画課）

国際会議等の会場となる会議施設やホテル、大学などの施設機能の強化を図るため、Ｗｉ－Ｆｉや高解像度プロジェクター、同時通訳システムなどＭＩＣＥの開催に役立つ設備の導入等を支援する。

(1)　情報通信機能、映像機能、会場設備機能、多言語対応機能等

・助成率：１／２以内

・助成限度額：3,000 万円

(2)　オンライン会議整備機能

・助成率：１／２以内

・助成限度額：3,000 万円

(3)　環境配慮機能等

・助成率：ア　環境配慮機能（国際認証資格取得）　10／10 以内

イ　環境配慮機能（国際認証資格取得に伴う設備導入経費）　２／３以内

ウ　先端テクノロジー機能　３／４以内

・助成限度額：3,000 万円

６　都市間連携によるＭＩＣＥ誘致の推進（企画課）

連携都市と共同で、東京と異なる魅力を有する国内他都市を周遊する報奨・研修旅行の誘致や、国際会議等参加者の他都市への送客に向けた取組を実施する。

（連携都市）札幌市、福島県、石川県、愛知県・名古屋市、京都市、福岡市、沖縄県

７　次世代型ＭＩＣＥの推進（企画課）

主催者向けのテクノロジー導入ガイドラインを活用し、オンライン併用のハイブリッド型ＭＩＣＥの開催や先端テクノロジーの実装を推進する。

(1)　ハイブリッド型会議等開催資金助成

都内でＭＩＣＥ開催を予定している主催者に対して、会議等の一部オンライン化に要する経費を支援する。

・助成率：10／10 以内

・助成限度額：600 万円

(2)　次世代型ＭＩＣＥ開催資金助成

都内でＭＩＣＥ開催を予定している主催者に対して、先端テクノロジーの活用等に要する経費を支援する。

・助成率：10／10 以内
・助成限度額：3,000 万円

８　環境配慮型ＭＩＣＥの推進（企画課）

都内でＭＩＣＥ開催を予定している主催者等に対し、環境に配慮した取組を推進するためのノウハウ提供や経費助成等の支援を行う。

(1)　サステナブルＭＩＣＥサポートデスクの運営

ＭＩＣＥ主催者が環境に配慮した取組を実施するための支援を行うサポートデスクを運営する。また、サステナブルＭＩＣＥアドバイザーの派遣を行う。

(2)　環境配慮型ＭＩＣＥ開催資金助成

都内でＭＩＣＥ開催を予定している主催者に対し、サステナビリティに配慮した取組に要する経費を支援する。

・助成率：10／10 以内
・助成限度額：700 万円

９　サステナブルＭＩＣＥ発信（企画課）

都内でＭＩＣＥ開催を予定している主催者、ＭＩＣＥ施設をはじめとした関連事業者等に対し､ＭＩＣＥにおけるサステナビリティに配慮した取組を推進するためのノウハウ提供や開催方法等を幅広く発信・展開していくため、多様な手法を提案するショーケースイベントを実施する。

第３　魅力を高める観光資源の開発

東京が持つ様々な観光資源を生かし、旅行者のニーズを把握しながら、多様な観光資源を複合的に組み合わせ、旅行者を惹き付けるとともに、来訪者の回遊性を高める。

１　自然と調和した観光（振興課）

(1)　多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業

多摩・島しょ地域への旅行者の誘致促進を目的として、市町村が行う観光施設整備や情報発信、観光振興イベント等の事業を支援する。

・補助対象事業：施設整備事業　案内板、標識の整備等
観光振興事業　①観光パンフレット、ホームページの作成等
②観光振興イベント

・補助率：１／２以内

・補助限度額：施設整備事業　2,000 万円
観光振興事業　①500 万円、②250 万円

(2)　島しょ地域の観光振興事業

観光を主要な産業の一つとしている島しょ地域において、地域が主体的に取り組む観光振興事業を支援し、地域の更なる魅力の向上を図る。

ア　島しょ観光産業活性化支援事業

島しょ地域の民間団体が主体的に取り組む誘客事業を、町村とともに支援することで、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

イ　島しょ観光客誘致支援事業

島の個性的な魅力を活かして実施されるイベント事業を活用して旅行者を誘致し、島しょ観光の振興を図る。

(3)　島しょ地域における観光連携実践プロジェクト

島しょ地域の観光関連団体を中心とした広域連携によるＰＲ体制を維持するとともに、実際の誘客につなげる新たなツールや商品等を開発し、東京諸島の連携強化につなげる。

(4)　東京都版エコツーリズムの推進

小笠原村、御蔵島村及び三宅村において、貴重な自然を保護するとともに、それを新たな観光資源として活用し、自然への理解と関心を深める啓発等に取り組むことを通じて、「東京都版エコツーリズム」を定着させる。

ア　小笠原諸島

世界自然遺産地域における国内旅行者の誘致に向けて、旅行者の実態やニーズについて調査を行う。

イ　御蔵島

御蔵島村が実施する観光施設整備事業を支援する。

ウ　三宅島

三宅村が実施する観光施設整備事業を支援する。

(5)　多摩地域魅力ＰＲ事業

多摩地域の魅力を様々な情報発信ツールを活用して発信し、国内外の旅行者の認知を高め、多摩地域への誘客を促進する。

(6)　島しょ地域魅力ＰＲ事業

島しょ地域の魅力を様々な情報発信ツールを活用して発信し、国内外の旅行者の認知を高め、島しょ地域への誘客を促進する。

(7)　多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト

多摩・島しょ地域において、新たな交通サービスの導入など、市町村等の交通インフラ開発を支援する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：①シェアサイクルの実施支援　1,000 万円
②新たな交通用具の導入支援　1,000 万円
③ＰＲツールの作成支援　200 万円

(8)　島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト

婚活や縁結びに関連する観光資源開発、観光資源を活用したイベント等への支援により、島しょ地域への誘客を促進する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：ハード整備事業　1,000 万円
ソフト事業　500 万円

(9)　キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業

島しょ地域で利用可能なプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぽ通貨」を発行し、島しょ地域のＰＲ及び旅行者の誘客を促進し、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

※プレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぽ通貨」

10,000 円の宿泊旅行商品券を発行し、うち 3,000 円を都が負担する。12 万セット発行

(10)　多摩・島しょの新たな観光の魅力創出支援事業

多摩・島しょ地域の観光資源を活用した新たな観光の魅力を創出するため、観光客のニーズや地域課題を捉えた観光コンテンツの開発等に係る新たな取組を支援する。

ア　アドベンチャーツーリズム推進

多摩・島しょ地域におけるアドベンチャーツーリズムに係る新たな取組を支援する。

イ　安定集客促進

多摩・島しょ地域における閑散期の誘客につながるコンテンツの開発やプロモーション等の安定集客促進に係る新たな取組を支援する。

ウ　クルーズ船客向け観光コンテンツ開発等

クルーズ船が島しょ地域に寄港した際に、クルーズ船客に提供する新たな観光コンテンツ等の開発等を支援する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：2,000 万円（安定集客促進に資する新たな観光施設の整備に係る取組は補助限度額 3,000 万円）

(11)　土産品等を活用した多摩・島しょ観光プロモーション事業

多摩･島しょ地域への誘客を促進するため､地域の特色を生かした土産品等の磨き上げや、土産品等を切り口とした国内外へのＰＲを支援する。

・補助率：２／３以内（大企業の場合は１／２以内）

・補助限度額：600 万円

(12)　多摩・島しょ地域観光課題解決事業

多摩・島しょ地域の観光産業の課題解決に向けた取組の支援や取組状況の周知により、多摩・島しょ地域における観光産業の活性化を図る。

ア　多摩・島しょ地域観光課題解決支援補助金

多摩・島しょ地域における観光産業の課題解決に向けた新たな取組を実施する市町村、観光協会等を支援する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：2,000 万円

※島しょ地域における滞在環境の維持・充実に資する新たな取組は補助率３／４以内、補助限度額 5,000 万円

イ　多摩地域宿泊施設誘致活動支援補助金

多摩地域における宿泊施設の誘致に向けた新たな取組を実施する市町村を支援する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：2,000 万円

(13)　多摩地域誘客促進プロジェクト

多摩地域への誘客を目的として、都外に向けて魅力の認知度を更に向上させるため、地元の観光協会や観光関連事業者等と連携し､ＰＲイベント等の観光プロモーションを実施する。

(14)　サステナブルトラベラーの獲得に向けた観光促進事業

近年､観光の世界的な潮流となっているサステナブルな志向を持つ旅行者を島しょ地域に誘客するため、宿泊施設整備を行う民間企業等を支援し、地域経済の持続的な発展に結びつけていく。

２　観光まちづくり（振興課）

(1)　地域における観光まちづくりの支援

地域が主体となって取り組む観光まちづくりを推進するとともに､地域観光の担い手である観光協会等の経営力の強化や、観光協会に加え多様な主体と連携した取組を支援する。

ア　観光活性化フォーラムの開催

地域の観光まちづくりの参考となる基調講演や事例発表等を行うとともに､地域の取組等を他の観光協会や関連団体、自治体等に紹介する展示交流会を実施する。

イ　アドバイザー派遣事業

東京観光財団の地域支援窓口において、地域の様々な課題に対応するとともに、地域の

要望に応じた観光まちづくりの専門家を観光協会等へ派遣し、指導・助言等を行う。また、観光協会等を対象としたポータルサイトを活性化させるための支援や、観光協会等が地域の多様な主体と連携し、マーケティングを活用して策定する事業計画等の取組に対する支援を行う。

ウ　地域の観光力強化事業

(ｱ)　学生インターン事業

関東圏の大学及び専門学校の学生を観光協会等に派遣し、新たな視点による取組を促進するとともに、将来の地域活性化の新たな担い手を育成する。

(ｲ)　観光人材育成支援事業

地域の観光振興を担う観光協会等に対して人材育成研修を行い、地域の観光振興をリード・コーディネートしていくことのできる人材の育成を図る。

(ｳ)　観光まちづくり支援助成事業

観光協会、商工会・商工会議所・商工会連合会、観光協会を含む地域の多様な主体の連携による地域の観光振興を主たる活動目的とした協議会（ＤＭＯ等）が行う、地域の観光産業の活性化や経営力強化を図ることを目的とした事業を支援する。

※広域連携（他道府県の協会等との連携を含む）も可

・助成対象事業：観光協会・協議会（ＤＭＯ等）の設立支援、情報発信、イベント実施、旅行商品造成、経営力強化、地域における旅行者受入気運の醸成に向けた取組

・助成率：２／３以内

・助成限度額：300 万円（広域の取組は 600 万円）

(2)　東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

国内外の旅行者の多様な観光ニーズに応えるため、その地域ならではの特性を活かした観光まちづくりに対する支援を行う。

・補助対象事業：

①　次に掲げるテーマに関する観光ルートの整備など

伝統・文化、産業、食、景観、自然、水辺、スポーツ、インフラツーリズム、国内会議等の誘致、国内外他都市との連携、ＳＤＧｓに配慮した観光

②　区市の直接事業及び民間事業者への補助事業

・補助率：１／２以内

・補助限度額：施設等整備事業　2,000 万円

広報・ＰＲ事業等　500 万円

※１区市　上限 2,000 万円

３　地域資源発掘型プログラム事業（振興課）

観光協会のほか民間企業など多様な主体が共同で実施する観光資源の発掘や既存の観光資源の磨き上げなどによる特産品の開発、イベント等の誘客の取組を支援する。

(1)　対象事業

・地域における特産品の企画・開発

・旅行者誘致イベントの企画・実施

・着地型旅行商品の企画・造成　など

(2)　支援内容

ア　新規採択事業（委託）

・各区市町村内での取組（単域）

委託金額上限　600 万円

※以下の条件を満たした場合は各 50 万円の増（最大上限 800 万円）

①外国人対応の取組、②地域の子供達が積極的に参加する取組、③デジタル技術を活用し、旅行者の満足度の向上に資する取組、④地域住民達が街への誇り・愛着を深める取組

・複数の区市町村（他道府県との連携を含む）にまたがる取組（広域）

委託金額上限　1,000 万円

イ　継続支援助成（補助）

・２年目：助成率１／２以内、３年目：助成率１／３以内

４　水辺のにぎわい創出事業（振興課）

観光協会や水辺活動団体等による、水辺空間に新たなにぎわいを創出する事業に対して支援を行うことで、水辺空間に多彩なにぎわいを演出する。

５　東京ライトアップ発信プロジェクト（振興課）

都内の建造物、春の桜や秋の紅葉を活用したライトアップ等を行う取組を支援することで、地域の魅力を高めていく。

６　ライトアップ等総合支援事業（振興課）

民間事業者や区市町村等が新たに行う一定期間や季節ごとのライトアップやイルミネーション等の取組を支援することで、地域の魅力を高めていく。

(1)　一定期間のライトアップ又はイルミネーション等の実施

・助成率２／３以内（２年目：１／２以内、３年目：１／３以内）

・助成限度額：3,000 万円（２年目：2,250 万円、３年目：1,500 万円）

(2)　一時的なライトアップ又はイルミネーション等の実施

・助成率２／３以内（２年目：１／２以内、３年目：１／３以内）

・助成限度額：600 万円（２年目：450 万円、３年目：300 万円）

７　東京プロジェクションマッピング等促進支援事業（振興課）

プロジェクションマッピングやドローンショーを利用した地域の取組を支援し、活用を促進することで、東京の新たな夜間観光の盛り上げに繋げる。

(1)　プロジェクションマッピング等促進支援助成

民間事業者、区市町村等が行うプロジェクションマッピングやドローンショーの取組を支援する。

・助成率：２／３以内（２年目：１／２以内、３年目：１／３以内）

※プロジェクションマッピング投影用のプロジェクター等の購入費は４／５以内

・助成限度額：2,500 万円

※継続２年目案件は助成限度額 2,000 万円、継続３年目案件は助成限度額 1,500 万円

※プロジェクションマッピング投影用のプロジェクター等の購入費は以下のとおり

１年目：1,000 万円、２年目：750 万円、３年目：500 万円

(2)　プロジェクションマッピング総合相談窓口

プロジェクションマッピングに係る総合相談窓口を設置し、プロジェクションマッピングの実施に向けて調整が必要な行政機関や補助制度の案内、専門家派遣を通じたアドバイスを行う。

８　プロジェクションマッピング国際アワードＴＯＫＹＯ（振興課）

プロジェクションマッピングの国際大会を実施することで、東京のプレゼンスを一層高めるとともに、本大会の実施を通して民間事業者等によるプロジェクションマッピングの取組の裾野拡大とその定着を図る。

９　都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業（振興課）

都庁第一本庁舎をキャンバスに、光と音で多彩なアートを表現するプロジェクションマッピングを通年で上映する。

10　民間との協力等によるプロジェクションマッピング展開事業（振興課）

民間施設をはじめ、歴史・文化的な建造物などを効果的に活用し、民間事業者等と連携したプロジェクションマッピングの取組を促進させ、ナイトタイム観光の新たな名所とすることで、都内でのプロジェクションマッピングを面的に広げていく。

11　ナイトタイム等における観光促進事業（振興課）

夜間・早朝に行われるイベント等の取組を支援することで、地域におけるナイトタイム観光の取組を促進する。

・助成率：２／３以内（２年目：１／２以内、３年目：１／３以内）

・助成限度額：一定期間において定期的に実施する夜間・早朝イベント

3,000 万円（２年目：2,250 万円、３年目：1,500 万円）

地域の夜間・早朝の観光振興に向けた取組

500 万円（２年目：375 万円、３年目：250 万円）

夜間・早朝ツアーの造成　500 万円（２年目：375 万円、３年目：250 万円）

12　ナイトタイム観光推進エリアの創出事業（振興課）

国内外からの旅行者誘致の促進を図るとともに、東京のナイトタイム観光を楽しんでもらうため、地域の理解や持続可能性にも配慮しながら、エリアの特色を生かしてナイトタイム観光を推進する地域を支援する。

13　ナイトタイム観光プロモーション事業（振興課）

ナイトタイム観光に関する情報発信を充実させるとともに、ナイトタイムも楽しめる街としてのムーブメントづくりを進めることで、訪都外国人旅行者の誘致促進につなげる。

14　東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト（振興課）

東京の夜の賑わいを創出するためのイベントを実施するとともに、東京のナイトタイムの魅力を広く発信する。

15　多摩の観光・産業振興ネットワーク事業（振興課）

多摩地域のコーディネート役となる団体に対して支援を行い、面的・広域的に事業を展開することで、多摩地域への国内外の旅行者誘致とリピーター増加を促進し、多摩地域の観光振興を図る。

16　旅行博による東京の魅力ＰＲ（振興課）

世界最大級の国内旅行博「ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２６」（開催場所：東京ビッグサイト）でＰＲし、地域への誘致拡大を図ることで、地域の活性化につなげる。

17　東京フィルムコミッション事業（振興課）

(1)　東京ロケーションボックス（ＴＬＢ）の運営

円滑なロケ撮影を支援するため、都内での撮影に関する情報提供や施設管理者との撮影許可の調整等を行う。また、支援作品を活用したパネル展及び誘客イベントの実施等により、ロケ撮影に対する都民等の理解促進を図るとともに、国内外の観光客を誘致及び地域の活性化につなげる。

(2)　地域におけるフィルムコミッション設立等支援事業

ロケ撮影の円滑化及びそれを活用した地域振興を図るため、活動の中核となるフィルムコミッションの設立に対しアドバイザーとして支援を行う。また、各自治体等におけるロケ撮影担当者を対象に講習会を行うことで、窓口担当者の育成を図る。

(3)　国内外へのＰＲ活動

海外の制作者が多数集まる映画見本市にブースを出展しロケ地としての東京の魅力を世界に向け広くＰＲする。

18　海外作品制作支援事業（振興課）

都内で撮影の全部又は一部を行う、海外で公開又は放映が見込まれる映像作品の撮影やロケ

ハンを支援することにより、海外映像作品のロケ地誘致を積極的に行い、映像作品を通じて東京の魅力を国内外に発信する。

・助成率：ロケハン１／２以内
　　撮影１／２以内（本事業を活用しロケハンを実施した場合２／３以内）
・助成限度額：ロケハン 100 万円／件
　　撮影 1,000 万円／件

19　アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業（振興課）

国内外で関心の高いアニメ等のコンテンツを活用して観光振興を行う区市町村、地域の観光振興団体の取組に対して支援を行う。

・補助率：区市町村２／３以内、観光振興団体４／５以内
・補助限度額：①施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業 2,000 万円／件
　　②情報発信等に関する事業、集客イベント事業 500 万円／件

20　アニメ関連観光情報等発信事業（振興課）

(1)　「ＧＯ　ＴＯＫＹＯ」での情報発信

東京の観光公式サイト「ＧＯ　ＴＯＫＹＯ」に、都内全域のアニメ関連観光情報等を多言語で掲載することにより、アニメファンをはじめとする旅行者の誘致促進を図る。

(2)　アニメツーリズム推進事業

都内複数箇所をデジタルスタンプラリーのスポットに選定し、特設サイトを活用したアニメツーリズムを実施することにより、都内における回遊性向上を図る。

(3)　アニメ関連スポット周遊マップ

都内のアニメ関連スポットや周遊ルートを掲載したマップを作成し、アニメ東京ステーション等において配布することにより、アニメファンをはじめとする旅行者の誘致促進を図る。

21　デザインマンホール等ツーリズム推進事業（振興課）

東京に集積するアニメ関連産業のキャラクター等を活用したデザインマンホール等を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、都内全域における回遊性向上を図る。

22　ＤＸを活用したアニメ等コンテンツの魅力発信事業（振興課）

高度なデジタル技術を活用して、メタバース空間においてアニメ関連情報を発信するとともに、貴重なアーカイブ資料を活用できる仕掛けづくり等を展開することで、世界中のアニメファンの誘客促進を図る。

23　観光まちづくりサポート事業（振興課）

都内の観光協会が抱える地域の観光まちづくりの課題を解決するため、多様な職務経験等を有するプロボノ人材のノウハウを活用した支援を実施する。

24　サステナブル・ツーリズム推進事業（振興課）

観光協会や観光関連事業者等が行うコンテンツ開発やプロモーション等、環境配慮型旅行に係る新たな取組を支援する。また、地域における持続可能な観光まちづくりに係る取組を支援することで、都内のサステナブル・ツーリズムの推進を図る。

(1)　環境配慮型旅行推進事業

環境配慮型旅行に係る新たな取組に対して費用を助成するとともに、アドバイザー支援及び広報支援を行う。

(2)　地域のサステナブル・ツーリズム推進事業

経済・文化・環境などの観点から持続可能な観光まちづくりを目的として実施する新たな取組を支援する。

・助成率：２／３以内

・助成限度額：500 万円

25　観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業（振興課）

都内の観光協会等と連携して実施する、地域の特産品の販売及び地域の観光ＰＲを目的としたイベント「TOKYO 周穫祭 2026」に対して支援を行う。

26　江戸情緒あふれる景観創出事業（振興課）

都内の地域が主体となり、のれんや提灯、簾などを活用して江戸情緒あふれる地域の景観を創出する。また、セレモニーイベントの開催や情報発信等の取組を実施することで、地域の認知度向上や集客力の強化を図り、地域の持続的な賑わいの創出につなげていく。

27　観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業（振興課）

都内各地に残る江戸の文化財等の魅力や価値を体感できる取組を支援することで、地域の住民が江戸の文化財や歴史・文化を大切に守る意識を高めるとともに、旅行者をはじめ多くの人々がその魅力に触れる機会を創出し、地域の魅力向上や来訪者の増加に繋げていく。

28　東京の伝統文化を活かした地域観光支援事業（振興課）

東京にある伝統文化と文化財・自然・神社仏閣・歴史的な建造物などの地域資源を活用したツアーやイベント等の観光振興を図る取組を支援する。

・助成率：２／３以内（「江戸」をテーマとする事業については３／４以内）

・助成限度額：600 万円

第４　受入環境の充実

東京を訪れる旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、旅行者への円滑な情報提供に取り組むとともに、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化支援など、旅行者を迎え入れる滞在環境の整備を推進する。また、観光と住民の生活環境との調和を図る区市町村等の取組を後押しし、持続可能な観光を推進する。さらに、観光関連事業者のＤＸ推進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

１　温かく迎える仕組みづくり（受入環境課）

(1)　ウェルカムカードの作成・配布等

観光スポット、観光地図、緊急時連絡先及び施設割引情報などを記載した「東京トラベルガイド」を作成し、東京観光情報センター及び観光案内窓口等で配布する。

(2)　宿泊業活性化対策

宿泊施設における受入環境の充実を図るため、宿泊事業者により構成される団体が実施する、旅行者の誘致やサービス向上につながる取組等を支援する。

・補助率：１／２以内

・補助限度額：810 万円

２　多様な文化・習慣に関する受入環境整備（受入環境課）

多様な文化・習慣を持つ外国人旅行者の受入環境整備に取り組んでいる施設などを紹介するとともに、事業者等に対して、必要な知識・ノウハウなどの普及啓発を図る。

(1)　パンフレットの作成・配布

多様な文化・習慣を持つ旅行者の受入れに取り組んでいる都内の飲食店等を紹介したパンフレットに加え、ベジタリアン等向けメニュー対応の飲食店を紹介したパンフレットを作成・配布する。

(2)　受入対応セミナーの開催

受入環境整備に必要な知識・ノウハウなどに関する情報提供や、先進事例の紹介などを目的とした事業者向けセミナーを開催する。

(3)　専門家の派遣

飲食メニュー開発等に取り組む事業者に対し、専門家を派遣し受入環境整備を支援する。

(4)　マッチング会の実施

ベジタリアン等に対応した製品の取扱事業者と、飲食事業者等とのマッチング会を実施する。

(5)　交流会の実施

食の多様性に対応した料理人のための厳選レシピを紹介する交流会を実施することで事業者の普及啓発を図る。

３　多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営（受入環境課）

都内の飲食店が多言語のメニューを簡単に作成でき、外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できる機能を備えたウェブサイト「ＥＡＴ 東京」を運営する。

４　多言語コールセンター事業（受入環境課）

外国人旅行者の利用頻度の高い施設（都内宿泊施設、飲食店、タクシー事業者及び小売店）に対して、通訳等を行う 24 時間対応のコールセンターサービスを提供する。

５　観光案内機能の充実（受入環境課・企画課）

(1)　東京ひとり歩きサイン計画

ア　案内サインの統一化の周知・推進

外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、平成 27 年 2 月に改定した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知･推進していく。

イ　歩行者用観光案内標識の維持管理(都道)

ピクトグラム(絵文字)や多言語で表記した観光案内標識について、地図面の更新等の維持管理を行う。（建設局・都市整備局への執行委任）

(2)　デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業

多言語での観光情報の提供を目的にデジタルサイネージを屋内外に設置するとともに、地図上に表示する様々な情報を効率的に収集・管理するためのデータベースを運営する。

(3)　外国人旅行者に対するＷｉ－Ｆｉ利用環境整備事業

東京を訪れる外国人旅行者が観光情報の収集等を目的にインターネットを利用する際に、ストレスフリーで無料Ｗｉ－Ｆｉに接続できる環境を整備する。

(4)　観光案内所の運営

ア　東京観光情報センターの運営

都内６カ所にある東京観光情報センターを運営し、観光情報の提供を行う中核として、国内外旅行者のニーズに合った情報を提供するとともに、国内外からの問合せに対し、生成ＡＩを活用してアバターが音声やテキストで観光案内を行う東京ナビゲーションＡＩの運用を行う。

・東京観光情報センター設置場所

東京都庁、羽田空港、京成上野、バスタ新宿、多摩（立川）、
八重洲（令和８年６月開設）

イ　全国観光ＰＲコーナーの運営

東京都と全国の各自治体が連携して、都庁舎を「全国の観光情報発信拠点」として活用し、日本各地域の魅力を広くＰＲするため、各自治体の最新の観光パンフレット等を設置、配布するとともに、観光・物産等のＰＲイベントを行うスペースを提供する。

設置場所：東京都庁第一本庁舎１階

(5)　広域的な観光案内拠点等整備事業

都内の観光案内窓口を強化し、都内全域での観光案内機能の充実を図る。

（観光案内窓口整備）

・助成率：２／３以内（区市町村は１／２以内）

・助成限度額：１施設　300 万円（区市町村は 225 万円）

(6)　広域的な観光案内拠点等の運営

国内外の旅行者に対して観光情報を円滑に提供できるよう、デジタルサイネージの貸与や東京トラベルガイドの提供など、広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口の運営を支援する。

(7)　全国特産品等の展示紹介事業

都内アンテナショップ等と連携した特産品の販売イベントを開催し、全国の特産品を販売する。また、都内アンテナショップを周遊し、各地の魅力に触れることができるイベントを実施する。

６　観光インフラ整備支援事業（受入環境課）

都内全域における受入環境の整備を促進するため、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を促進していく。

(1)　区市町村観光インフラ整備支援

多言語対応の改善・強化や情報通信技術の活用など、地域の特色を生かし、地域の実情に応じて旅行者の受入環境整備を計画的に実施する区市町村の主体的な取組を支援する。

①多言語対応の改善・強化、②情報通信技術の活用、③国際観光都市としての標準的なサービスの導入、④多様な文化や習慣に配慮した対応、⑤観光バス車両乗降場等のバリアフリー化、⑥安全・安心の確保

・助成率：１／２以内（①～⑤）

２／３以内（⑥　うち、実効性のある具体的な対応策は３／４以内）

・助成限度額：１区市町村　１億円（令和７年度から５か年合計）

(2)　観光施設の国際化支援

多様化する旅行者のニーズに対応し、旅行者の受入環境整備を実施する都内の民間美術館・博物館等の取組を支援する。

・助成率：１／２以内

・助成限度額：１施設　1,000 万円（令和７年度から５か年合計）

７　地域の生活と調和した観光推進事業（受入環境課）

地域の生活と観光との調和を図る区市町村等の取組を支援するとともに、外国人旅行者向けのマナー啓発を実施することで、持続可能な観光を推進する。

(1)　地域の生活と調和した観光推進事業補助金

区市町村等による混雑緩和やマナー啓発、ごみのポイ捨て対策などを支援する。

・助成率：３／４以内（旅行者のごみ対策に係る取組は４／５以内）

・助成限度額：区市町村　8,000 万円、区市町村を含む協議体　１億円

(2) 外国人旅行者向け観光マナー啓発パンフレットの作成等

日本旅行時におけるマナー等を紹介する外国人旅行者向けパンフレットを作成するほか、動画などを活用して観光マナーの情報を周知する。

８　訪都旅行者への「ごみの持ち帰り」啓発事業（受入環境課）

誰もが訪れたくなる清潔で快適な都市環境の確保に向けて、ごみは持ち帰るという日本の習慣やマナーを訪都旅行者に対して啓発する。

９　観光バス等バリアフリー化支援事業（受入環境課）

国内外から多様な旅行者を迎えるにあたり、障害者や高齢者等が安心して都内観光を楽しめるよう、主要な交通インフラである観光バスのバリアフリー化を推進するため、リフト付観光バスの新たな導入に取り組む事業者に対して支援する。

・助成率：10／10 以内（リフト付観光バスと通常バス車両との差額）

・助成限度額：１車両　大型　800 万円、中型　500 万円、小型　300 万円

10　ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進（受入環境課）

都内旅行事業者がドローンを活用し、障害者や高齢者など、誰もが都内観光を楽しみ地域の魅力を実感できる旅行商品を造成・販売・運営する取組を支援する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：500 万円

11　都民向けおもてなしポケットガイドの作成（受入環境課）

障害者や外国人旅行者等に対する道案内や配慮の仕方などを掲載した冊子を配布し、都民のおもてなしの心の醸成を図る。

12　宿泊施設のバリアフリー化支援事業（受入環境課）

東京を訪れる高齢者や障害者等が、宿泊施設を安全かつ快適に利用できるよう、都内宿泊施設のバリアフリー化を推進する。

(1)　宿泊施設バリアフリー化支援補助金

宿泊施設の段差解消や手すりの設置など、バリアフリー化のための施設整備（共用部）、客室整備、備品購入、コンサルティング等に要する経費を支援する。

(2)　宿泊施設バリアフリー化促進事業

宿泊施設のバリアフリー化を推進するため、宿泊事業者や備品製造事業者等に向けたセミナーを開催するとともに、宿泊事業者に対しアドバイザー派遣を実施する。

13　アクセシブル・ツーリズム支援事業（受入環境課）

障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。

(1)　都民・観光関連事業者向け支援

ア　シンポジウムの開催

都民や観光関連事業者等を対象に、アクセシブル・ツーリズムの普及啓発と機運醸成を図る。

イ　アクセシブル・ツーリズム推進セミナー

経営層等に対するセミナーを開催し、アクセシブル・ツーリズム推進に向けた受入環境整備の取組を促す。

ウ　アクセシブル・ツーリズム推進ウェブサイトの運営・情報発信

障害者や高齢者等の受入事例や観光地の情報等を集約した総合ウェブサイト等を用いて、都内のアクセシブル・ツーリズムの情報を発信する。

(2)　旅行者向け支援

ア　バリアフリー観光情報集約・発信

都内（区部・多摩地域、島しょ地域）の主な観光ルート上のバリアフリー情報や留意事項、観光モデルコースの 360°動画等を集約し、「東京観光バリアフリー情報ガイド」としてウェブサイト等を通じて情報提供する。

イ　乗降用リフト装置付バス利用支援事業

リフト付観光バスを貸切で手配し旅行を催行する旅行業者に対して、通常のバスの貸切バス料金との差額について支援する。

14　誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業（受入環境課）

(1)　助成事業

障害者や高齢者等がアクティビティを通じ、自然を体験する観光を安心して楽しめる環境を整備するため、観光プログラムの実施に必要となる備品導入等を支援する。

・補助率及び補助限度額：４／５以内　200 万円

ただし、施設整備を伴う場合は、500 万円

(2)　事業者向けセミナー

障害者等が自然を楽しむ体験型観光への理解促進及び観光プログラムの実施に必要となる専門的知識の付与を目的とした、事業者向けのワークショップやモニターツアーを実施する。

(3)　専用サイトによる情報発信

誰もが楽しめる自然体験型観光に係る事業者の取組の事例や自然体験スポット等を発信する。

15　先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業（受入環境課）

障害者等の観光に役立つツールやサービスなどの先端技術を開発した大学等と協定を締結し、それらの都内観光関連事業者等への導入を支援する。

16　多摩地域における宿泊施設の送迎車バリアフリー化支援事業（受入環境課）

多摩地域における宿泊施設の送迎車のバリアフリー化を支援し、移動時の負担を軽減すること

で、障害者や高齢者等が快適な旅行を楽しめる環境の整備を推進する。

・車両の新車導入に係る経費の差額、又はスロープ等の新たな設置に要する経費を支援

・補助率及び補助限度額：10／10 以内　上限１台　40 万円、ただし車いすごと乗れるリフト装置導入の場合は 150 万円

17　島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業（受入環境課）

障害者等が島しょ地域の観光を楽しむことができる環境を整備するため、島内交通や飲食店等のバリアフリー化を推進する。

(1)　島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業補助金

ア　島しょ地域の民間の観光関連施設等のバリアフリー化整備に係る施設整備、備品購入、実施設計に要する経費

・補助率及び補助限度額：４／５以内　1,500 万円

イ　タクシー、レンタカーのバリアフリー車両の導入（リフト装置、スロープ等の設置費用）に要する経費

・車両の新車導入に係る経費の差額、又はスロープ等の新たな設置に要する経費を支援

・補助率及び補助限度額：10／10 以内　上限１台　40 万円、ただし車いすごと乗れるリフト装置導入の場合は 150 万円

(2)　島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業アドバイザー派遣

島しょ地域の飲食店、小売店、その他観光施設向け補助事業の対象事業者を対象として、施設のバリアフリー化のアドバイス等を実施する専門家を派遣する（１施設３回まで）。

18　バリアフリー観光ツアー開発人材育成事業（受入環境課）

障害者や高齢者等が楽しめる観光の実現に向け、旅行商品を造成する旅行会社の担当者のほか、旅行に随行する添乗員やツアーガイドに向けた実践的な講習会を実施する。

19　観光事業者の災害対応力強化事業（受入環境課）

外国人旅行者の安全・安心の強化を図るため、「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」の活用、周知を図るとともに、宿泊施設等を対象としたセミナーを実施する。また、宿泊施設を対象に専門家を派遣し、危機対応や事業継続に係る計画の策定支援を行う。

20　外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業（受入環境課）

外国人旅行者による観光を東京での消費活動につなげるよう、旅行者の一層の消費拡大や受入に係るサービス向上に向けた観光関連事業者の取組を促進する。

(1)　観光タクシー普及事業

観光タクシーでＳＮＳ等において発信力がある外国人を案内し、海外に情報発信するとともに、東京の観光タクシーＰＲパンフレットを更新し配布することで、観光タクシーの普及啓発と利用促進を図る。

(2)　地域通訳案内士育成等事業

一定の語学力を有するタクシー運転手等に対し、地域通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、観光英語や旅程管理等に関する研修を行い、円滑に外国人旅行者を案内できる人材の育成と、サービスレベルの維持・向上を図る。

21　ＴＯＫＹＯ旅館ブランド構築・発信事業（受入環境課）

旅行者と地域をつなぐ役割を担い、和の文化とおもてなしを体験できる「旅館」の優れたイメージをブランドとして発信する取組を支援する。

22　住宅宿泊事業の適正な運営（振興課）

特別区・保健所設置市（八王子市・町田市）を除く区域において、住宅宿泊事業を営む事業者の届出を受け付けるとともに、衛生・建築・消防などの関係部署と連携して、適正な事業実施に向けた指導監督を行う。

・根拠法令等：住宅宿泊事業法（平成 29 年　法律第 65 号）
東京都における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン　等

23　住宅宿泊事業ワンストップ相談窓口の運営（振興課）

都内全域の住宅宿泊事業の届出施設や無許可・無届の宿泊施設に対する様々な相談を電話や AI チャットで受け付ける窓口を設置し、指導や取締りなど適切な対策につなげる。

24　安全・安心な住宅宿泊施設利用促進事業（振興課）

東京を訪れる外国人旅行者が無許可・無届の宿泊施設を利用しないよう、海外事業者が運営する旅行サイトを活用して外国人旅行者に注意を促す。

25　宿泊施設経営力向上推進事業（受入環境課）

観光産業の活性化を図るため、設備投資等により、収益力の向上等に取り組む都内宿泊施設を支援する。

・助成率：２／３以内（中小企業は３／４以内）
・助成限度額：1 施設　500 万円

26　観光関連事業者のＤＸ・経営力強化支援事業（受入環境課）

観光関連事業者が生産性向上や高付加価値実現のために行う、ＤＸ・デジタル技術の活用や各種設備導入等の取組を、企画段階から取組完了まで一貫した専門家による伴走支援と、取組に要する経費の補助により支援する。

・助成率：２／３以内（賃上げ計画を掲げ申請する事業者には３／４以内）
・助成限度額：１事業者　3,000 万円

27　観光産業の活性化促進事業（受入環境課）

観光産業の活性化を促進するため、観光関連業界団体等が行う生産性向上・新サービス開発、情報発信等の取組を支援する。

・補助率：２／３以内（４社未満の観光関連事業者グループの場合は１／２以内）

・補助限度額：１団体（グループ）2,500 万円

28　観光事業者向けワンストップ支援センターの運営（受入環境課）

観光事業者からの相談にワンストップで対応する窓口を設置するとともに、ウェブサイトで支援メニューを効果的に発信すること等により、事業者のニーズに合った支援を実施する。

(1)　観光産業総合支援ウェブサイトの運営

観光事業者向けの支援策を一元的かつ網羅的に紹介するウェブサイトを運営する。

(2)　観光産業総合相談窓口

・観光事業者からの相談事項等について、対応する支援メニュー（補助制度、セミナー等）を案内する総合相談窓口を運営する。

・経営相談については必要に応じ専門家を派遣し、生産性の向上や新商品・サービスの開発等、経営に関する助言を実施する。

・ＤＸナビゲーター（観光分野やＤＸの専門家）がデジタル化による経営改善をアウトリーチで働きかけ、事業者の経営課題の整理やニーズに合わせた助言を行い、補助事業のハンズオン支援等も実施することにより、デジタル化促進を後押しする。

(3)　事業説明会等による情報発信

・都内観光関連事業者に対し、先進的な取組の紹介や生産性の向上、新技術活用等の紹介を行うとともに、各種支援メニューも案内する経営セミナーを開催する。

・関連団体と連携した事業説明会、出張相談や事業者交流会も実施する。

29　アドバイザーを活用した観光関連事業者支援事業（受入環境課）

観光関連事業者が専門家からアドバイスを受けて行う、経営改善や新商品・サービス開発等の取組を支援する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：１事業者　200 万円（コンサルタント経費については 100 万円）

30　歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業（受入環境課）

観光関連事業者を対象に、貴重な観光資源である都内の歴史的な建物や技術等の維持・保全に係る取組を支援する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：1,000 万円

ただし、地域の協議会等が作成する計画を基に指定する重点エリア内は、以下のとおり

・補助率：３／４以内

・補助限度額：1,500 万円

31　ＡＩ等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業（受入環境課）

エリア単位で観光関連事業者等が連携し、ＡＩ等先端技術を活用した観光地の面的な高付加価値化を図る取組を支援する。

・補助率：１／２以内

・補助限度額：4,000 万円

32　ＤＸによる観光データ活用等支援事業（受入環境課）

観光地での回遊性の向上や消費の最大化等に向け、区市町村が抱える観光課題に対してデータを活用しながら解決を図る取組を支援する。

33　ＡＩを活用した混雑等未然防止事業（受入環境課）

観光地における旅行者の集中を防ぐため、混雑の深刻化が懸念される地域に対し、ＡＩによる人流データの分析等を踏まえた対策の立案などのサポートを提供する。

34　インバウンド対応力強化支援事業（受入環境課）

外国人旅行者が都内で快適に滞在できるよう、宿泊施設、飲食店・小売店・体験型コンテンツ施設（中小企業に限る）、観光バス・タクシー事業者等における、多言語対応やキャッシュレス機器等の導入、トイレの多機能化、災害時における外国人旅行者の受入対応等の経費を支援する。

・助成率：１／２以内（多言語対応については２／３以内）

・助成限度額：300 万円（団体等は 1,000 万円）

35　観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業（受入環境課）

観光関連事業者が IT 等に関する知見・資格を有するＤＸナビゲーターの助言を受けて行う、デジタル技術による業務効率化やサービス向上の取組を支援する。

・補助率：２／３以内（賃上げ計画を掲げ申請する事業者には３／４以内）

・補助限度額：１事業者　1,000 万円

36　観光関連事業者デジタルシフト応援事業（受入環境課）

観光関連事業者が抱える人手不足等の課題解決に向け、デジタル化の裾野を広げるための事業者向けセミナー等を行うとともに、事業者が行う初歩的なデジタルツール等の導入を支援する。

(1)　事業者向けセミナー等の開催

観光関連事業者向けのセミナー等を行い、デジタル化に関する知識の普及啓発や、デジタルツール等導入に関心を有する事業者の掘り起こしを図る。

(2)　ＤＸ・デジタル化人材の育成支援

宿泊業・旅行業の事業者に対し、ＤＸを推進する人材の育成につなげるオーダーメイド型社内研修を提供する。

(3)　デジタルツール等の導入補助

観光関連事業者によるデジタルツールの購入経費等を支援

・補助率：２／３以内（賃上げ計画を掲げ申請する事業者には３／４以内）

・補助限度額：１事業者　200 万円

37　宿泊事業者向け省力化推進事業（受入環境課）

宿泊事業者の人手不足解消に向け、先進的技術・ノウハウに基づき作成され、優れた省力効果を持つ機器・システム等の機器導入を支援する。

(1)　省力化機器等の情報提供

高い省力効果を有する機器等に関する情報を集約し、宿泊事業者に提供する。

(2)　宿泊事業者とのマッチング・導入計画支援

機器等の導入を検討する宿泊事業者（中小・中堅企業）を公募し、課題の洗い出しや機器等とのマッチング支援、導入計画策定支援を行う。

(3)　導入支援

機器等導入に当たり宿泊施設が負担する導入経費等を支援する。

・補助率：２／３以内

・補助限度額：１事業者　800 万円

(4)　事例の発信

機器導入後に効果測定を行うとともに、事例等の情報発信を行う。

38　観光産業の魅力向上応援事業（受入環境課）

観光の仕事のやりがいや魅力を伝えるイベントの開催や職場見学会等を実施して、観光産業への就業意欲を喚起することにより事業者の人材確保を支援する。

(1)　観光産業の魅力発信イベント

観光産業の魅力や仕事のやりがいを伝えるイベントを開催する。

(2)　動画作成、配信

観光産業の魅力や仕事のやりがいを伝える動画等を作成し、ＨＰ等で配信する。

(3)　職場見学、就業体験等

宿泊施設等への職場見学や就業体験等を実施する。

(4)　女性活躍モデルの発信

観光業界で活躍する女性と観光業界での就業を希望する女性を対象とする交流会により、観光産業における女性活躍モデルを発信する。

39　観光関連事業者による旅行者受入対応力強化支援事業（受入環境課）

観光産業における深刻な人材不足に対し、観光需要への対応力を強化するため観光関連事業者が行う求人や人材育成等の取組を支援する。

・補助率：２／３以内（大企業の場合１／２以内）
ＤＸ人材・外国人材に関する取組については３／４以内（大企業の場合２／３以内）
・補助限度額：１事業者　300 万円（コンサルタント経費については 100 万円）

40　宿泊事業者向け外国人材活躍推進事業（受入環境課）

宿泊事業者による外国人材活用を促進するため、外国人留学生等に向け観光産業への興味喚起からインターンシップの受入まで段階的に支援を実施することで、宿泊事業者のインバウンド対応力の向上を支援する。

(1)　学内セミナー

外国人留学生の在籍する教育機関において、留学生を対象とした学内セミナーを開催し、宿泊事業を中心とした観光産業への興味・関心を高める。

(2)　宿泊事業者と教育機関の交流会

宿泊事業者と教育機関における採用・就職に関する情報交換を行う交流会を実施し、相互理解及び課題共有を図るとともにネットワークを形成する。

(3)　インターンシップ

宿泊事業者の要望に応じたインターンシッププログラムを策定し、外国人材とのマッチングを行う。

(4)　インターンシップ実施支援

(3) によりインターンシップを実施した宿泊事業者に対して、インターンシップ生に支払う経費を補助（中小企業に限る）　補助率 10／10 以内、限度額 10,000 円／日

41　観光関連事業者による環境対策促進事業（受入環境課）

観光関連事業者がＳＤＧｓ・環境対策として実施する設備導入やそれらの取組を国内外に向けてＰＲする経費の一部を補助することで、持続可能な観光を促進し、選ばれる観光都市東京の実現を目指す。

・補助率：１／２以内（中小企業は２／３以内）
・補助限度額：1,500 万円

42　多様な体験型観光推進事業（受入環境課）

(1)　新たなサービス・コンテンツ開発支援

東京の高い美容技術を新たな観光資源とするため、美容室等を運営する事業者が外国人旅行者向けの新たなサービスを開始する取組等を支援する。

・補助率及び補助限度額：２／３以内　200 万円

(2)　多様な体験型観光モニターツアー

外国人旅行者等が先進的で快適な美容サービスを受けられる観光モデルコースを作成し、東京の美容体験型観光の魅力を効果的に発信する。

第５　人材の育成・活用

東京の観光振興を支える人材や、国際的視野を持つグローバルな人材など、幅広い人材を育成・活用していく。

１　観光経営人材育成事業（受入環境課）

観光関連産業（旅行業、宿泊業、飲食業、小売業等）の経営人材を対象とした講座を開講することにより、経営の視点からサービス提供ができる人材の輩出につなげるとともに、観光関連事業者の経営力を向上させる。

(1)　都立大学と連携した観光経営専門人材育成に向けたプログラムの開発・実施

都立大学と連携し、「持続可能な観光」をテーマとした高度な人材育成プログラムの開発及び実施支援、高度観光人材育成に向けた調査・研究を行う。

(2)　経営人材・マネジメント人材育成のためのプログラムの開発・実施

都内の大学等と連携し、観光関連産業における経営やマネジメントを担う人材の育成に向けた新たな教育プログラムの開発及び実施支援を行う。

２　観光産業外国人材活用支援事業（受入環境課）

事業者のインバウンド対応力を高めるため、観光産業への就職を希望する留学生など、外国人材の活用に向けた支援を実施する。

(1)　観光産業の魅力発信

外国人留学生等に対し、リーフレット等により就職先としての観光産業の魅力を発信する。

(2)　外国人材活用支援事業

外国人材の活用に取り組む宿泊施設・飲食店・小売店の事業者に対して、外国人材採用に向けたセミナーの開催、専門家の派遣、職場見学会、合同企業説明会を実施する。

(3)　外国人材活躍支援事業

外国人材の離職防止・人材活用に向け、事業者・留学生双方に対して研修会を実施することにより、普及啓発を図る。また、ビジネス日本語研修を実施し、外国人材のコミュニケーションを支援する。

３　ＭＩＣＥ専門人材育成（企画課）

ＭＩＣＥに関わる事業者や世界で通用する専門人材を、研修等を通じて育成する。

(1)　ＭＩＣＥ専門人材育成講座

都内ＭＩＣＥ関連事業者や学生等を対象に、誘致や開催に必要な知識、高度で実践的なスキルの習得を目的とした講座を実施する。

(2)　ＭＩＣＥプロフェッショナル人材育成

世界で通用する人材の育成を目的として、都内ＭＩＣＥ関連事業者に対し、国際団体等が実施する海外の育成プログラムの参加に要する経費の一部を支援する。

(3)　国際会議主催者に対する東京観光財団の誘致活動サポート

都内の大学等研究機関や学会等の国際会議主催者へアプローチするほか、東京で開催される国際会議に関しての調査・分析を行う。

４　観光ボランティアの活用（受入環境課）

東京を訪れる国内外からの旅行者を温かく迎え入れる環境の整備を進めるため、東京の観光スポットを案内する観光ボランティアの育成を図る。

(1)　東京都観光ボランティア

・登録者数　3,131 名（令和８年４月１日現在）

(2)　おもてなし親善大使

都内在住又は在学の中学生・高校生を対象に、外国人旅行者に英語で観光案内等を行う「おもてなし親善大使」を育成する。

・令和８年度任命予定者数：200 名

５　通訳案内士育成事業（振興課）

東京を訪問する外国人旅行者の多様なニーズに対応し、東京の魅力を伝えることのできる通訳案内士の活動の支援を行う。

６　青少年の教育旅行受入促進（企画課）

観光、教育、私学等の関連部署の連携により「東京都訪日教育旅行促進協議会」を設置して、学校交流のマッチングや交流活動の支援を行うとともに、教育旅行の訪問先としての東京を国内外に向けＰＲすることで、青少年の東京への教育旅行の受入を促進する。

第６　推進体制の構築

１　都市観光支援事業（振興課）

都内の観光協会等が、訪都旅行者の増加を図るために実施する地域の魅力の掘り起こしや、その発信等につながる事業を支援する。

・補助対象：都内に所在する観光協会等
・補助率：１／２以内
・補助限度額：200万円

２　東京観光財団の管理運営（企画課）

公益財団法人東京観光財団は、東京都の産業・技術及び歴史的・文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的として、各種事業を実施している。

都は、東京における観光産業の振興を図るため、行政と民間事業者等の架け橋となる公益財団法人東京観光財団を支援する。

３　被災地応援ツアー（企画課）

都内旅行事業者と連携し、福島県を目的地とする旅行を促進することで、現地での消費を喚起し地域経済復興の支援を行う。また、福島県が推進する「ホープツーリズム」を支援対象とするとともに、県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校等が実施する福島県への教育旅行などを支援する。

４　観光産業の育成（企画課・振興課）

(1)　観光事業の企画調整

東京都の観光事業の充実を図るため、知事の附属機関として「東京都観光事業審議会」を運営するとともに、企画調整・調査を行う。

ア　東京都観光事業審議会の運営

・委員：25 名以内

イ　各種連絡会議等の運営

(ｱ)　東京都区市町村観光行政連絡会議

・構成員：各区市町村観光主管課

(ｲ)　東京都観光情報連絡会

・構成員：ホテル・旅館業界、交通業界、旅行業界等

(2)　東京の観光振興を考える有識者会議の運営等

観光を巡る環境の変化に的確かつ迅速な対応を図るため、幅広い分野の有識者との意見交換を通じて、今後の観光振興の方向性や具体的な観光施策について検討する。

・委員：15 名（令和８年８月１日現在）

(3)　振興育成等

ア　観光団体振興育成

都内の観光振興を推進するため、広域事業を実施する観光団体に分担金等を支出する。

イ　多摩地域観光活性化事業

大多摩地域全体の観光振興を目的とし、地域の魅力発信や観光サービスの充実を図ることで、更なる観光客誘致に繋げる。

(4)　旅行業者の登録等

ア　旅行業

主たる営業所を東京都内に置き、旅行業（第二種・第三種・地域限定）、旅行業者代理業又は旅行サービス手配業を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務等に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。

イ　通訳案内士

都内に住所を持つ全国通訳案内士及び都が行う研修を修了した地域通訳案内士について登録制度を実施し、あわせて通訳案内士の業務の適正な運営を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与する。

５　ユースホステル施設の貸付（受入環境課）

ユースホステル施設を民間事業者に貸し付けることで、より柔軟な運営を図るとともに、都施設所有者として、建物の修繕等にかかる経費を負担する。

６　「持続可能な観光」加速化事業（企画課）

区市町村や観光関連事業者向けに、サステナブル・ツーリズムの推進に効果的な取組や、サステナビリティを高い水準で確保していることの国際的な認証の取得に必要な取組等を学べる講座を実施する。

７　東京の観光への理解促進事業（企画課）

若年層の観光業界に対する興味・関心を高め、学習やキャリア選択の参考としてもらうため動画による情報発信を行うとともに、高校生の探究学習などに関する支援、相談や学生向けセミナーを開催する。

８　ナイトタイム観光フォーラム（企画課）

ナイトタイム観光の振興を持続可能で効果的なものとするため、地域住民や事業者と意見や知識を共有するフォーラムを開催する。

９　江戸の歴史・文化の理解促進事業（企画課）

江戸の歴史・文化を活かした観光を推進するため、シンポジウムや観光関係者向けのワークショップを実施するとともに、旅行者向けウェブ冊子を作成する。